

強制預入金補償請求二次訴訟上告審判決

(大法院 1970年12月22日判決)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

大法院 1970. 12. 22 宣告 70 다후 1403 判決

【原告ら、上告人】 イ・サムス外 1 名

【被告、被上告人】 大韓民国

【原審の判決】 第 1 審ソウル民事地方

第 2 審ソウル高等 1970. 6. 5. 宣告 69 다후 3731 判決

【主文】

上告を棄却する。

上告訴の費用は原告らの負担とする。

【理由】

原告ら訴訟代理人の上告理由を判断する。

軍政法令第 57 号により原告らが預け入れたと主張する本件日本銀行券が対日民間の請求権の一に該当するとしても、それだけでは国家に対する請求権とはなり得ないので、これはそれ自体のみでは大韓民国憲法が保障する財産権とはいえず、国家が法律によりこれを支給する具体的な義務を負担して初めて憲法によって保障される財産権となるというべきであるところ、請求権資金の運用と管理に関する法律第 5 条第 1 項は大韓民国の国民が有する 1945 年 8 月 15 日以前の日本国に対する民間請求権はこの法に定める請求権資金中から補償すべきであると規定し、この法では対日民間請求権は大韓民国が上記請求権資金の中から補償すべきであるという原則のみを明らかにし、その第 2 項では前項の民間請求権の補償に関する基準、種類、限度などの決定に必要な事項は別に法律で定めると規定したが、未だその法律が制定されていないので、上記の法律が制定されていない現在においては上記の対日民間請求権に関する補償請求権はその具体的な内容と限界が法定されず、未だこれを行行使することのできる法律上の方法がないと言わざるを得ない。そしてこのような対日民間請求権に関する補償請求権は、憲法が正当な補償をしなければならないものと規定した公共の必要による財産権の収用、使用または制限により発生した補償請求権ではないことが明らかであるというべきであるから、本件原告らの請求は認容できないとする原審判決は正当というべきである（その上、原告らが主張する日本銀行券が 1945 年 8 月 15 日以前の日本国に対する民間請求権に該当するという点について何の立証もない）。これと見解を異にし、本件補償請求権の徴発に関する補償請求権と同じ性質のものであることを前提として徴発補償に関する当院の判例をあげて、原判決には補償の法理や大法院判例に違背した違法があるという上告論旨は理由がない。

したがって、関与裁判官の一致した意見により上告を棄却することとし、上告訴訟費用は敗訴者の負担として主文のとおり判決する。

大法院判事 ソン・ドンウク(裁判長)
バン・スノン
ナ・ハンユン
ユ・ジェバン
ハン・ボンセ